

指定給水装置工事事業者 指定更新手続きのご案内

燕市と弥彦村で給水装置の工事および修繕を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けることが必須であることに加え、指定後は5年ごとの更新が必要となります。引き続き指定を受けられる場合は申請期限までに手続きをお願いいたします。

1. 更新手続きに必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)		●	●	・表面と裏面の両方を記入（パソコンで作成する場合は両面印刷）してください。 ・押印が必要です。
添付書類	誓約書（様式第2）	●	●	・押印が必要です。
	機械器具調書（別表）	●	●	・押印が必要です。
	定款（写し）	●	—	・余白に代表者の原本証明（代表印押印）を記載してください。
	登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	●	—	・発行日から3か月以内のもの。
	住民票（写し）	—	●	・発行日から3か月以内のもの。
	給水装置工事主任技術者の免状（写し） 又は主任技術者証（写し）	●	●	・給水工事に携わる方全員分を提出してください。
指定給水装置工事事業者 確認事項		●	●	・講習会を受講した場合は受講証明書の写しが必要（日水協主催講習会を除く）。 ・保有する資格がある場合は資格証・修了証書等（写）が必要。

2. 提出方法

持参または郵送

3. 指定更新手数料

5,000円

※申請書類の審査終了後、当水道局窓口にて新事業者証を交付します。その際に納付してください。

4. 有効期限

更新の日から5年

※有効期限はお渡しする新事業者証に記載します。

5. 申請期限

お送りする通知文書にてご確認ください（郵送で提出する場合は当日消印有効）。

6. その他

当水道局のホームページから書類の様式ファイル（Word、PDF）と記入例をダウンロードできます。

提出先
問合せ先

燕・弥彦総合事務組合 水道局 施設課 給水維持係

〒959-0113 新潟県燕市笈ヶ島 734 番地 1

TEL 0256-77-9400（代表） FAX 0256-78-7680

ホームページ <http://www.tysogo.jp/suido/index.html>

指定給水装置工事事業者指定申請書

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 様

・法人・・・社印と代表者印を両方押印。
・個人・・・実印または認印を押印。

水道局への提出日を記入。 2024年〇月〇日

登記簿謄本及び住民票の記載のとおりに記入してください。

申請者が支店で登記簿謄本に支店名、代表者名の記載がない場合は建設業許可の変更届出書の写し等確認できるものを添付。また、個人で住民票と会社の所在地が違う場合は公共料金の検針票の写し等確認できるものを添付してください。

申請者 氏名又は名称 ユウゲンガイシャ スワローサイドウセツビ
有限会社 スワロー水道設備
住所 959-XXXX
燕市〇〇町△丁目□□番地
代表者氏名 ツバメヤタロウ
代表取締役 燕 弥 太郎
電話・FAX 0256-00-0000・0256-99-9999
メールアドレス xyzxyz@xxxx.ne.jp

社印

代表印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ツバメヤ タロウ 燕 弥 太郎	監査役 ツバメヤ サブロウ 燕 弥 三 郎
取締役 ツバメヤ ジロウ 燕 弥 二 郎	代表取締役から監査役までの役員全てを記入してください(法人のみ)。フリガナも忘れず記入してください。
取締役 ツバメヤ ハナコ 燕 弥 花 子	
事業の範囲	工事業、ガス及び水道工事、土木工事、建設工事など
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

登記簿謄本及び定款を参考に記入してください。給水装置工事事業を行うものであることが必要です。

指定申請書表面の申請者と同じであっても事業所の名称と所在地は必ず記入してください。

記入例

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 スワロー水道設備 燕営業所
上記事業所の所在地	燕市△△町〇丁目□□番地 TEL 0256-00-0000 FAX 0256-99-9999 abcabc@xxxx. ne. jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ツバメヤ タロウ 燕 弥 太 郎 ツバメヤ ジロウ 燕 弥 二 郎	第001234号 第005678号

「給水装置工事主任技術者免状」または「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。

申請者と事業を行う事業所が違うとき、その事業所が登記簿謄本に記載がない場合は公共料金の検針票の写し等確認できるものを添付してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 スワロー水道設備 弥彦営業所
上記事業所の所在地	弥彦村大字〇〇△△△番地 TEL 0256-99-0000 FAX 0256-99-0000 defdef@xxxx. ne. jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ツバメヤ ゴロウ 燕 弥 五 郎 ツバメヤ サキコ 燕 弥 咲 子	第004321号 第008765号

上記以外にも給水装置工事事業を行いたい事業所がある場合は、この欄に記入してください。

誓約書

指定給水工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第1の表面の
申請者と同じ。

2024年〇月〇日

申請者

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

有限会社 スワロー水道設備
燕市〇〇町△丁目□□番地
代表取締役 燕 弥 太 郎

社印

代表印

燕・弥
合事務組合
理者 燕市長 様

次のイ～へのいずれにも該当しない者であること。

イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ. 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ヘ. 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

機 械 器 具 調 書

種別ごとに記入する項目は最低1種類です。

2024年〇月〇日現在

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りノコ	固定式鋸弦	1	
	パイプカッター	〇〇〇〇 〇〇mm~〇〇mm	1	
	キールカッター	〇〇〇〇	1	
管の加工用の機械器具	やすり	〇〇〇〇	1	
	パイプねじ切り機	〇〇〇〇	1	
	油圧式圧着機	〇〇〇〇	1	
管の接合用の機械器具	トーチランプ	〇〇〇〇	2	
	パイプレンチ	〇〇mm~〇〇mm	1	
	トルクレンチ	〇〇〇〇	1	
	ラチェットレンチ	〇〇〇〇	1	
水圧テストポンプ	テストポンプ (手動式)	〇〇〇〇	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

有限会社 スワロー水道設備
燕市〇〇町△丁目□□番地
代表取締役 燕 弥 太 郎

社印

代表印

1. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（直近）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等※）の写しを添付してください。）
2024年 〇 月 〇 日 ・ 本受講

※日本水道協会新潟県支部が主催した講習会を受講実績とする場合は添付不要

受講した場合は二本線で消してください。

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業日、休日、対応時間などを記入。

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）
休業日：日曜日、正月三が日 GWに連休 営業日：月～土 修繕対応時間：8時～17時 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）
☒ 屋内給水装置の修繕 ☒ 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（ ☒ 新設 ・ ☒ 改造等 ）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター （ ☒ 新設 ☒ 改造 ）
水道メーター ～ 宅内給水装置 （ ☒ 新設 ☒ 改造 ）
その他
夜間・休日緊急対応用連絡先 090-XXXX-XXXX（代表者携帯）
上記業務内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）
☒ 可 ☐ 不可

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

不可の場合は、非公開を希望として掲載いたしません。

記入例

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

直近（概ね5年以内）で受講した講習会の受講実績を下記に記入してください。
表に収まらない場合は適宜コピーを取るなど、対応をお願いします。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
燕弥 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和5年〇月〇日
燕弥 二郎	自社内研修	令和5年〇月〇日
燕弥 五郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和5年〇月〇日
燕弥 咲子	自社内研修	令和5年〇月〇日
受講した研修会名および実施団体名を記入してください。 受講が確認できる証明等（給工財団が実施している講習の場合、修了を証明する画面等を印刷）の写しを添付してください。 自社内研修の場合は、証明不要です。		受講した日付を記入。
		※日本水道協会新潟県支部主催の講習会は給水装置工事主任技術者の研修ではないため記載できません。
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
☒ 可 ☐ 不可		

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記入例

4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない。

(該当する場合は、下記事項の記入は不要)

宅地内での施行のみの場合、□の欄にチェックを記入し、下記の欄は記入不要です。

配水管からの分岐～水道メーターまで工事を施工する事業者の方は下記を記入してください。
表に収まらない場合は適宜コピーを取るなど、対応をお願いします。

直近の従事状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
燕弥 太郎	○	○	講習会修了者	令和5年
燕弥 二郎	○	○	保有する資格を記入。 ※給水装置工事主任技術者は対象外 ※添付: 資格証、修了証書等 施工年度を記入。	令和5年
社員 A	○	×		令和5年
下請け社員 B	○	×		令和5年
雇用関係の有無は不要。		経験の有無を記入。		
		※資格例 ・職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士 ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者 ・公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)		
上記内容の公表の可否				
可 不可				